

大牟田市立三池小学校 いじめ防止基本方針

【方針策定の趣旨】

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかわる問題にもつながることから、平成29年3月、いじめ防止等のための基本的な方針として、国の「いじめ防止基本方針」が文部科学大臣決定事項として示された。この方針及び福岡県・大牟田市のいじめ防止基本方針を参酌し、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめ未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

- (1) 様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであるとの認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。
- (2) 児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感（自己有用感）を持つことができるよう教育課程の充実を図る。
- (3) いじめは「しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、家庭や地域・関係機関との連携を図りながら、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策推進委員会

(1) 組織

- 「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- 委員会は、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長）で構成する。
- ※ 日常の事案に対しては、「生徒指導委員会（いじめ問題対策委員会）」（上記よりスクールカウンセラー、保護者代表を除いたもの）で対応する。

(2) 役割

- 委員会はいじめ防止対策推進を目的とし、毎月1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。
- 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成・実行及び検証
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめに関しての情報の収集及び記録
 - いじめに関しての組織的対応の中核

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止

国立教育政策研究所では、いじめ防止のキーワードとして、「いじめのない学校づくり」を挙げている。（生徒指導支援資料6，7「いじめに取り組む」）

これを受けて本校では、未然防止のために以下のことに取り組む。

- ① 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）
 - 各教科で
 - ・ わかる授業づくり…全ての児童が参加・活躍できる授業（主体的・対話的な学び）の工夫をし、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る
 - ・ 基本的な学習規律の確立…チャイム席、姿勢、発表の仕方・聞き方、持ち物など
 - ※「思いやりのある5学習」の徹底
 - 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で
 - ・ 道徳の時間を要とした心の教育…低学年「親切、思いやり」、中高学年「相互理解、寛容」、共通「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」を重点指導内容
 - ・ 特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通じた豊かな人間関係

や集団づくり

- ・ スマホや携帯電話、インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導

② 指導体制の充実

- 教育課程2部会に「生活力向上部会」（生徒指導委員会の委員が所属）を設置
 - ・ 生徒指導担当者のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
- スクールカウンセラーを交えた校内いじめ対策委員会の年3回実施（習や事例研究など）
- 児童会（リーダーミーティング）による田隈中学校区共通実践項目の実施
- 職員研修（教職員の指導力向上をめざした研修の計画的な実施）
 - ・ 主体的・対話的で深い学びを生み出す授業づくりのための授業研究会の実施
 - ・ 人権感覚を磨く研修会の実施（人権・同和教育、いじめ・不登校など）
- ※ 道徳、学級活動の授業研修会を各1回行う。（人権・同和教育授業研修会を兼ねる）
- 県PTA連合会主催「いじめ防止標語コンテスト」への参加

いじめ防止のための年間計画

月	状況把握	職員研修	保護者・関係機関との連携
4	相談ポストの周知	いじめ防止基本方針の共通理解 いじめ対策委員会①	いじめ防止基本法のHP公開
5	学校生活アンケート①	生徒指導委員会（毎月実施） （兼）いじめ対策委員会②	家庭訪問 PTA総会
6	教育相談週間 いじめ無記名アンケート①	わかる授業のための授業研究会 （年間通して全学級公開） いじめ対策委員会③	家庭チェックリスト 学校関係者評価①
7	いじめ無記名アンケート②	校内人権・同和教育実践交流会 （兼）いじめ対策委員会④	個人懇談会 リーダーミーティング①
8		いじめ対策委員会⑤ 生徒指導にかかわる校内研修	スクールカウンセラー
9	学校生活アンケート②	2学期取組の方策 いじめ対策委員会⑥	
10	教育相談週間 いじめ無記名アンケート③	いじめ対策委員会⑦	学校関係者評価②
11	いじめ無記名アンケート④	いじめ対策委員会⑧	家庭チェックリスト
12	いじめ無記名アンケート⑤	人権週間授業 （兼）いじめ対策委員会⑨	リーダーミーティング②
1	学校生活アンケート③	3学期取組の方策 いじめ対策委員会⑩	いじめ防止標語
2	教育相談週間 いじめ無記名アンケート⑥	校内授業研究のまとめ いじめ対策委員会⑪	新入生入学説明会 学校関係者評価③
3	いじめ無記名アンケート⑦	成果と課題の共有 いじめ対策委員会⑫	学校評価のHP公開

(2) 早期発見と早期対応

① 早期発見・相談体制

- 教育相談
 - ・ 日頃から児童・保護者が職員と話しやすい関係の構築
 - ・ 教育相談の毎学期1回の実施
 - ・ 教育相談ポストの活用
 - ・ スクールカウンセラーとの連携
- アンケート等
 - ・ 定期的なチェックリストの活用による状況把握（気になった時に記入、毎月提出）
 - ・ 学校生活アンケートの毎学期1回の実施（5月、9月、1月）、その他の月はいじめ

に特化した無記名アンケートの実施

※ アンケート実施後、いじめに関する記述があれば即、事情を聴くなどの対応を行い、（「②早期対応」の項参照）アンケート用紙に対応した内容を記入する。

→ 生徒指導委員会への報告

※ アンケートの保管（実施後10年間）

- ・ 家庭用チェックリストの活用（県PTA連合会「県下一斉いじめ撲滅月間6月・10月」との連携）

② 早期対応

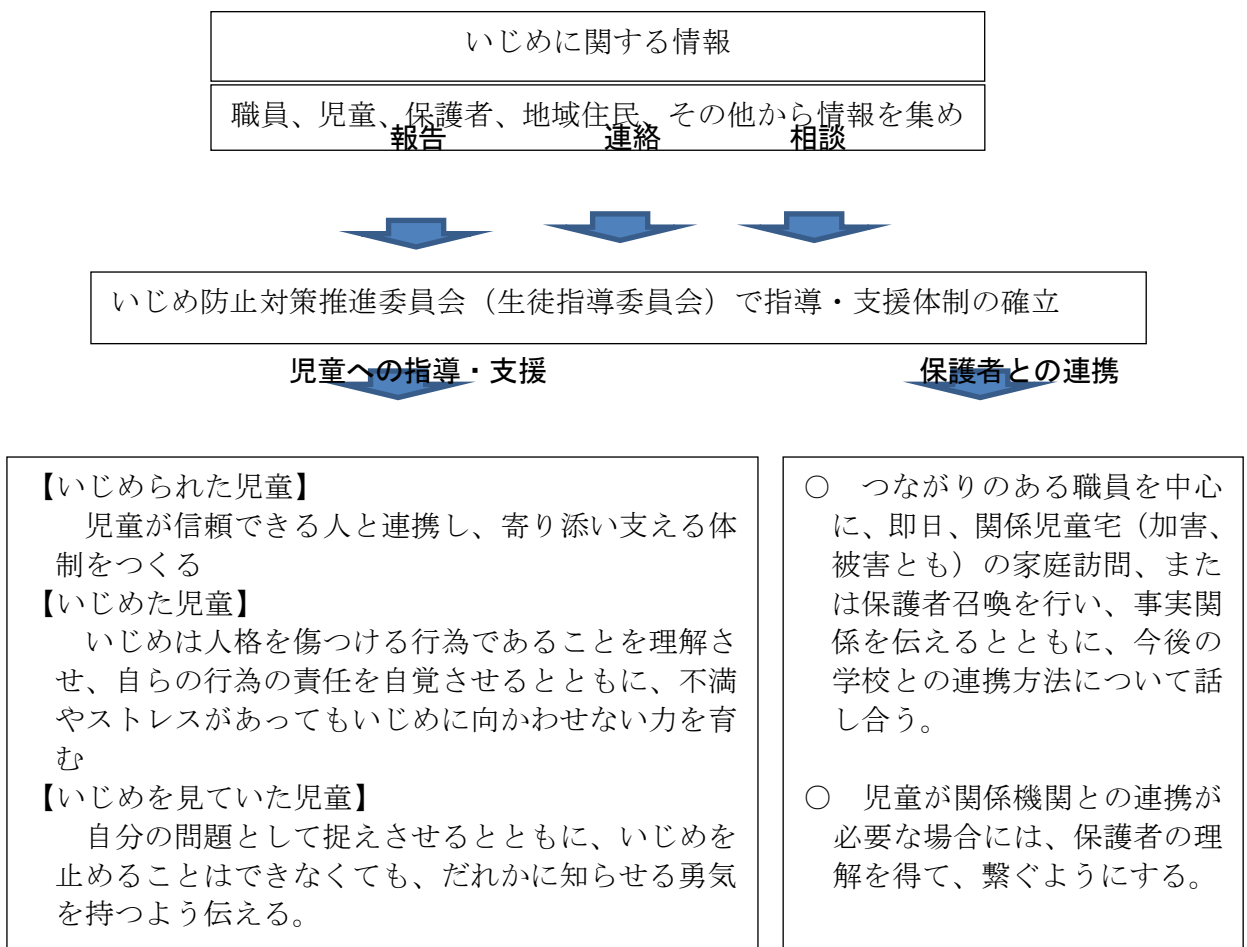
○ 生徒指導委員会を中心とした組織的対応<図1>

- ・ 事実関係の迅速かつ的確な把握
（担任及び生徒指導委員会による関係児童への事情聴取）
- ・ 個人カルテの作成（担任及び生徒指導委員会）
- ・ 事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
（毎月の月例報告で指導室に報告。「解消」はいじめが最低3か月間止んでいること）
- ・ いじめを受けた児童・保護者への組織的な支援
（徹底して守る、不安の除去、心のケアを促す専門家への協力依頼等）
- ・ いじめた児童・保護者への組織的な指導
（毅然とした指導および再発防止に向けた支援、教育的配慮、保護者との連携・協力）

③ 関係機関との連携

- 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。

<図1> 生徒指導委員会を中心とした組織的対応



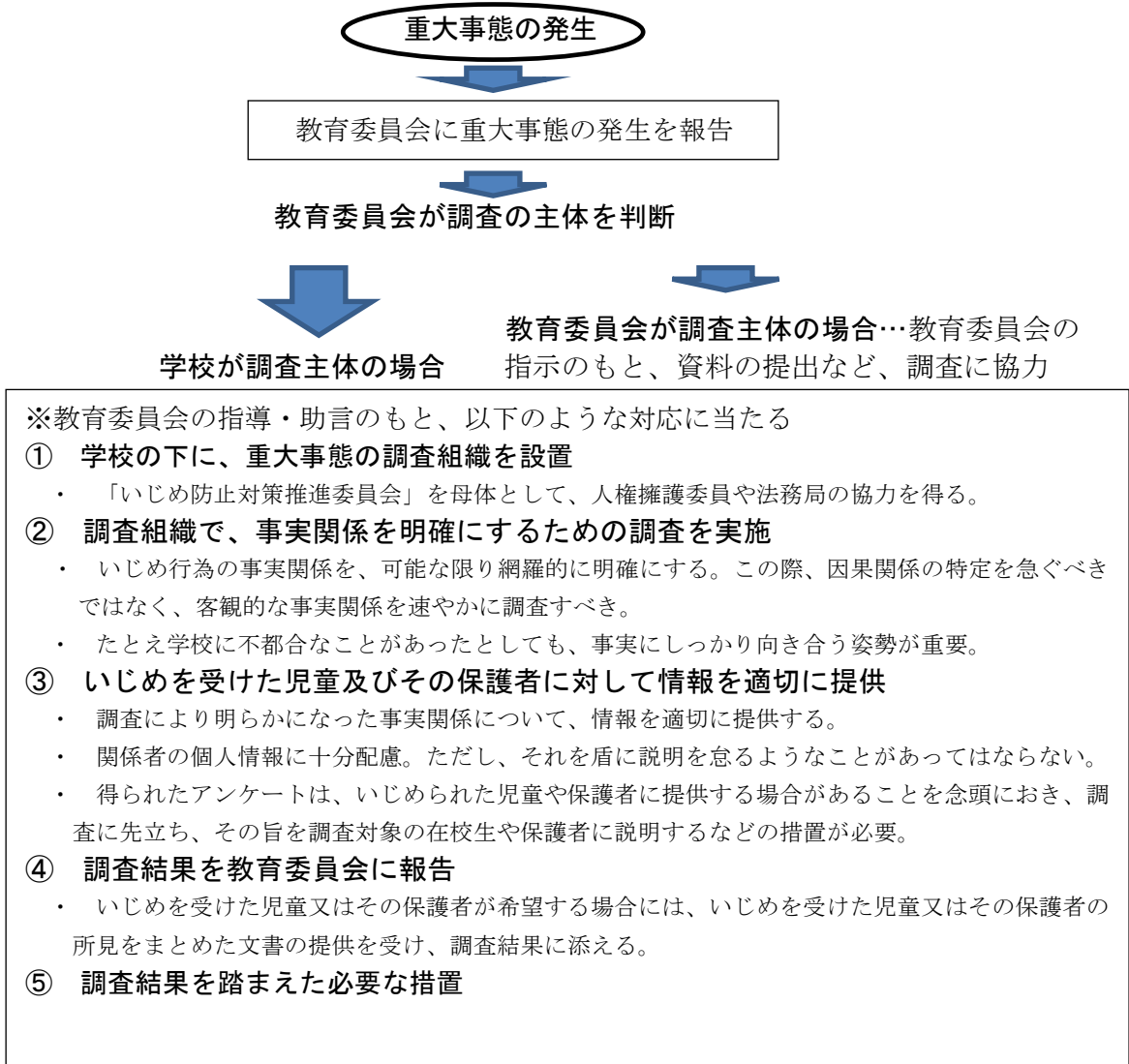
(3) 重大事態への対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。

〈重大事態の報告〉

- 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
- 教育委員会との連携
 - ・ 調査の主体の確定（学校又は教育委員会）
- いじめを受けた保護者への調査結果の報告



4 情報発信・学校評価

(1) 情報発信

- 「三池小学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの記載
- PTA総会資料への掲載・説明
- 入学説明会要項への記載・説明
- 学校関係者評価委員会での説明

(2) 学校評価

- いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校へのいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。